

平成29年度熊本県難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要項

1 目的

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。

なお、本事業の実施に当たっては、この実施要項、平成28年3月30日付け厚生労働省健康局長通知「療養生活環境整備事業実施要綱の一部改訂について」（平成28年3月30日健発0330第19号）の定めるところによる。

2 実施主体

事業の実施主体は熊本県及び熊本市とする。

ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる研修実施機関等に委託することができるものとする。

3 研修の内容

- (1) 研修は、難病患者等ホームヘルパー養成研修「難病基礎課程Ⅱ」とする。
- (2) カリキュラムは、別紙のとおりとする。

4 対象者

- ①介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定める介護職員初任者研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに介護職員基礎研修課程、1級課程、2級課程、3級課程のいずれかの研修を修了している者
- ②「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年障発第263号社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める居宅介護職員初任者研修課程、障害者居宅介護従事者基礎研修課程の修了者又は履修中の者及び平成25年度末までに居宅介護従事者養成研修1級課程、2級課程、3級課程のいずれかの研修を修了している者
- ③社会福祉士及び介護福祉士法施行規定（昭和62年厚生省令第49号）に定める介護福祉士養成のための実務者研修の修了者又は履修中の者
- ④介護福祉士

上記の①から④のいずれかに該当する者で、原則として難病患者等ホームヘルプサービス事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

5 受講の手続

(1) 受講の申請に当たっては、熊本県知事または熊本市長に申し込むものとする。

ただし、事業を研修実施機関等に委託する場合は、当該実施機関に申し込むものとする。

(2) 熊本県知事及び熊本市長は、受講申込者の中から受講生を決定し、通知するものとする。

ただし、事業を研修実施機関等に委託する場合は、当該実施機関から通知するものとする。

6 修了証書の交付等

(1) 熊本県知事及び熊本市長は、「難病基礎課程Ⅱ」の研修修了者に対して、修了証書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。

(2) 熊本県知事及び熊本市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載した名簿を作成し、管理するとともに、作成後速やかに送付するものとする。

7 受講料

研修会参加費用のうち、教材等に係る実費相当分については、受講者が負担するものとし、その金額については、別に定める。

また、受講に係る交通費、宿泊費、食費等については受講者が負担するものとする。

8 費用負担について

熊本県と熊本市で、別に定める。

9 事務の処理

(1) 事業を委託して実施する場合、事業者との業務委託契約、事業者の業務の履行確認及び事業者に対する業務の委託料の支払に関する事務は、熊本県が行う。

(2) 成果物は、熊本県と熊本市のそれぞれに帰属する。

10 雑則

この要項に定めるほかに必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成29年10月20日から施行する。

別紙

1 「難病基礎課程Ⅱ」カリキュラム（6時間）

教 科 名	目 的	内 容
(1) 難病に関する行政施策（1時間）		
ア. 難病の保健・医療・福祉制度Ⅱ （1時間）	難病の保健・医療・福祉制度のサービスの種類、内容、役割について理解を深める	難病の保健・医療・福祉制度とサービスの詳細な把握
(2) 難病に関する基礎知識Ⅱ（4時間）		
ア. 難病の基礎知識Ⅱ （3時間）	ホームヘルパーがその業務において直面するレベルを中心とした難病患者の医学・保健の基礎知識について理解を深める	難病各疾患及び難病に関する保健の理解
イ. 難病患者の心理学的援助法 （1時間）	難病患者に対する心理学的援助方法について学習し、その視点を理解する	心理学的リハビリテーションの効果的な援助方法の概要把握とその基本視点の難病ホームヘルプサービスへの活用
(3) 難病に関する介護の実際（1時間）		
ア. 難病に関する介護の事例検討等 （1時間）	市町村の保健部門及び保健所との関わり方を中心に、異なった職種やサービスとの連携について学習を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の保健部門及び保健所の難病関連事務の学習 ・難病のケースでかかわることの多い異職種や他のサービスとの連携、調整等の事例検討